

# 奈良市公報

第40号

令和2年12月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 16	560	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
11 16	561	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
11 16	562	令和3・4年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格 審査申請要領	契約課
11 16	563	令和3年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領	契約課
11 16	564	歴史的風致形成建造物の指定	奈良町にぎわい課
11 17	565	放置自転車等の保管	環境政策課
11 17	566	指定管理者の公募	産業政策課
11 17	567	住居番号の設定	市民課
11 17	568	認可地縁団体の認可	地域づくり推進課
11 18	569	道路の位置指定	建築指導課
11 18	570	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 19	571	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届 出	保護課
11 19	572	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
11 20	573	放置自転車等の保管	環境政策課
11 20	574	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
11 24	575	徴収事務の委託	滞納整理課
11 25	576	奈良市公報号外第26号に掲載	公園緑地課
11 25	577	奈良市公報号外第26号に掲載	公園緑地課
11 25	578	奈良市公報号外第26号に掲載	子ども育成課
11 26	579	放置自転車等の保管	環境政策課
11 26	580	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 26	581	農用地利用集積計画の決定	農政課
11 27	582	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
11 27	583	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃 止	介護福祉課

11	27	584	奈良市営墓地使用者の募集	生活環境課
11	30	585	奈良市公報号外第26号に掲載	廃棄物対策課
11	30	586	旧柳生藩家老屋敷の臨時休場	観光戦略課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
11	16	62 令和3・4年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格 審査申請要領	経営企画課
11	16	63 令和3年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領	経営企画課
11	27	64 奈良市公報号外第26号に掲載	

農 業 委 員 会

月 日	番号	件 名
11	27	16 農業委員会総会の招集

# 告 示

奈良市告示第 560 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
中山 誠		柔道整復	令和2年 9月30日
ひまわり整骨院	奈良県奈良市石木町100番地 1 イオンタウン富雄南内		

奈良市告示第 561 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山本 嘉彦		柔道整復	令和2年 9月28日
山本整骨院	奈良県奈良市芝辻町一丁目 4-35		

奈良市告示第 562 号

令和 3・4 年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領  
を次のように定めます。

令和 2 年 11 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 令和3・4年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3・4年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

### 1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの
  - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
  - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間 令和2年12月7日（月）から令和2年12月25日（金）まで

3 申請方法 別表第1の書類をクリアーホルダー（A4）に入れ、**郵送申請**でのみ受け付けます。

**※1** 受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）、入札参加資格審査結果通知書（令和3年3月予定）及び電子入札利用者登録番号通知書（令和3年度中）を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し84円切手を貼り付けた返信用封筒を**3通**同封してください。（それぞれに切手が必要です。）

**※2** 同受付票（原本）、結果通知書（原本）、番号通知書は申請業者へ送付します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票（写し）及び通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）

#### 4 郵送先

〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約課契約係

#### 5 登録有効期間

2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）

#### 6 その他留意事項

- (1) 各証明書（写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (2) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
- (3) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (4) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (5) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

#### 7 問い合わせ先

奈良市総務部契約課契約係      電話番号0742-34-4743（ダイヤルイン）  
奈良市企業局経営企画課総務係      電話番号0742-34-5200（代表）

**※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。**



別表第1

## 提出書類

	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3	業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4	契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5	取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6	資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・許可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
7	委任状 (第7号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消してください。また、追加事項があれば追加してください。
8	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
9	財務諸表の写し(直近2年度分)	○	○	法人の場合:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し 個人の場合:①青色申告の場合:所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合:所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
10	納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…2年度分 (法人は法人市民税) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税 (その3又はその3の2) ■法人…法人税 (その3又はその3の3) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 令和元・2年度分の市・県民税(法人においては法人市民税 入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和元年度分)及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)  市外業者 所得税(法人においては法人税)及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
11	納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…2年度分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	令和元・2年度分の国民健康保険料 (国保年金課で証明)
12	調査票	○	○	
13	誓約書	○	○	
14	入札参加資格審査申請書受付票 (第8号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。
15	電子入札に関するアンケート	○	○	
(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印は、必ず提出するもの。</li> <li>△印は、必要な方が提出するもの。</li> <li>提出書類は、クリアホルダー(A4)に入れて提出してください。</li> </ul>			

奈良市告示第 563 号

令和 3 年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 令和3年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3・4年度（令和3年度）において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札（見積り）に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札（見積り）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、令和3・4年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、令和3年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び令和2年1月に申請されなかった方です。

### 1 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。（市内に建設業法に基づく本店を有する者）
  - ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
  - イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
  - ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
  - エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
  - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- 2 受付期間 令和3年1月4日(月)から令和3年1月29日(金)まで
- 3 申請方法 郵送での申請をしてください。郵送受付は令和3年1月29日(金)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票(受付時)及び入札参加資格審査結果通知書(令和3年3月予定)を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

※同受付票及び通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です。)

- 4 郵送先 〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 総務部 契約課 契約係
- 5 登録有効期間 (1) 市外業者 2年間(令和3・4年度)  
(2) 市内業者・準市内業者 1年間(令和3年度)

- 6 有資格者の決定  
資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

7 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書(写し)は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、総務部契約課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

8 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

① 入札参加資格審査申請書 (第1号様式)

\*経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種(土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、防水、造園及び解体)については、最大3業種までの申請となります。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)。(令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)

③ 従業員名簿(第5号様式)

④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)

⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)

⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号[経營業務の管理責任者証明書](写し)

⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号(1)又は(2)[専任技術者一覧表・専任技術者証明書](写し)

⑧ 建設業許可通知書又は証明書(写し)

⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)

⑩ 財務諸表(直近2年分)(写し)

・個人 貸借対照表、損益計算書(経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18~19号)

・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書(経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15~17号)

⑪ 納税証明書(写し)

・個人 令和元・2年度分の市・県民税及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)

・法人 令和元・2年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和元年度分)及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)

⑫ 国民健康保険料納付証明書(写し)(個人業者のみで令和元・2年度分)

⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(奈良市企業局での証明で該当者のみ平成31年4月~令和2年8月分)

⑭ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)

⑮ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)

⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し

⑰ 誓約書

⑱ 入札参加資格審査申請書受付票(紐どじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)

※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者> (市内に建設業法に基づく支店等を有する者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第2号様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二(1)又は二(2) (写し) [営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑧ 委任状 (原本) (営業所等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
- ⑩ 納税証明書 (写し)
  - ・個人 令和元・2年度分の市・県民税及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
  - ・法人 令和元・2年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和元年度分) 及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成31年4月～令和2年8月分)
- ⑫ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑬ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑭ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)

<市外業者> (市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第2号様式)
  - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
  - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
  - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
  - ⑤ 営業所一覧表
  - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)
  - ⑦ 建設業許可申請書の別紙二 (1) 又は二 (2) (写し) [営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
  - ⑧ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
  - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
  - ⑩ 所得税 (法人においては法人税) 及び固定資産税に係る納税証明書 (写し)
    - ・ 個人 (その3) 又は (その3の2) 様式及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
    - ・ 法人 (その3) 又は (その3の3) 様式及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
  - ⑪ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
  - ⑫ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
  - ⑬ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
  - ⑭ 誓約書
  - ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）



<市内業者・準市内業者・市外業者共通> (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第3号様式の1・第3号様式の2)
  - ② 業態調査書 (業態調査に記載のない業務については、余白に記入してください。)
  - ③ 技術職員名簿
  - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書 (写し)
  - ⑤ 業務実績調査書 (過去2年分) (任意様式)
  - ⑥ 現況報告書 (建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。)
  - ⑦ 財務諸表 (直近1年分) (写し) ※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
    - ・個人 青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書 (貸借対照表、損益計算書) の写し  
白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し  
(所得税確定申告書の写しは、個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの)
    - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し
  - ⑧ 営業所一覧表
  - ⑨ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
  - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
  - ⑪ 納税証明書 (写し)
    - ・市内業者及び準市内業者
      - 個人 令和元・2年度分の市・県民税及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
      - 法人 令和元・2年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和元年度分) 及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
    - ・市外業者
      - 所得税 (法人においては法人税) 及び固定資産税に係る納税証明書 (写し)
        - 個人 (その3) 又は (その3の2) 様式及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
        - 法人 (その3) 又は (その3の3) 様式及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
  - ⑫ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (市内個人業者のみで令和元・2年度分)
  - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成31年4月～令和2年8月分)
  - ⑭ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
  - ⑮ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
  - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
  - ⑰ 誓約書
  - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）

② 取扱品目一覧表

③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類

④ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）

⑤ 納税証明書（写し）

・市内業者及び準市内業者

個人 令和元・2年度分の市・県民税及び令和元・2年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 令和元・2年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和2年度分）及び令和元・2年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

・市外業者

所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）

個人 （その3）又は（その3の2）様式及び令和元・2年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 （その3）又は（その3の3）様式及び令和元・2年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

⑥ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで令和元・2年度分）

⑦ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成31年4月～令和2年8月分）

⑧ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

⑨ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）

⑩ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し

⑪ 誓約書

⑫ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

奈良市告示第 564 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和2年11月16日

奈良市長 仲川 元庸

指定番号	指定年月日	指定名称	概要	所在地
第26号	令和2年 11月16日	吉村家住宅	主屋（木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 土地（奈良市薬師堂町31番地1）	奈良市薬師堂町31番地1
第27号	令和2年 11月16日	野崎家住宅	主屋（木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺） 土地（奈良市川之上町11番地）	奈良市川之上町11番地

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年11月17日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 566 号

奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和2年11月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市佐保台西町115番地

奈良市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センターの事業の実施に関すること。

ア 勤労者の教養及び文化の向上に関すること。

イ 勤労者の福利厚生及び健康の維持管理に関すること。

ウ 勤労者及び市民の会議、研修、レクリエーション及びスポーツの場の提供に関すること。

エ その他市長が必要と認める事業

(2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部産業政策課

(2) 申請期間

令和2年11月18日から令和2年12月17日まで

(3) 提出書類

奈良市勤労者総合福祉センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 勤労者総合福祉センター指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 勤労者総合福祉センター指定管理者事業計画書（様式第2号）

ウ 勤労者総合福祉センター指定管理者収支予算書（様式第3号）

エ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあ

っては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)[登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付されたもの]

- オ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（但し、今年度に結成された団体については不要）
- カ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- キ 団体の役員名簿（様式第4号）
- ク 団体が令和元年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ケ 団体の代表者（※）が令和元年度の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）  
（※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役社長等に限りませす。奈良支店長や近畿地区支配人等はこれに該当しませんのでご注意ください。）
- コ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書（様式第7号）

5 その他

その他の詳細は、奈良市勤労者総合福祉センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部産業政策課

電話 0742-34-4741

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年11月17日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
菅原東一丁目7番8号	学園南三丁目15番9-1号	松陽台三丁目11番13号
北登美ヶ丘二丁目23番18号	芝辻町三丁目4番2-2号	六条西五丁目4番1号
芝辻町三丁目7番7-1号	六条二丁目12番3号	四条大路三丁目1番30号
西大寺竜王町一丁目5番55号	富雄川西一丁目20番11号	西登美ヶ丘一丁目1番1号
学園南三丁目15番11-1号	富雄川西一丁目20番12号	学園南二丁目7番15-5号
学園南三丁目15番11-2号	七条一丁目39番8号	学園南二丁目15番13号
学園南三丁目15番11-3号	三松ヶ丘1番10号	百楽園二丁目8番16号
学園南三丁目15番11-5号	東紀寺町三丁目7番2号	あやめ池北三丁目15番57-1号
学園南三丁目15番11-6号	平松二丁目7番8号	六条三丁目6番24号
学園南三丁目15番11-7号	六条西五丁目1番29号	六条三丁目6番25号
学園南三丁目15番11-8号	西登美ヶ丘一丁目5番34号	法蓮佐保山一丁目3番15号
学園南三丁目15番10-7号	三条桧町19番2-室番号	大宮町五丁目2番4号
学園南三丁目15番10-6号	西登美ヶ丘五丁目12番17号	百楽園三丁目11番7号
学園南三丁目15番10-5号	百楽園三丁目12番11号	北登美ヶ丘一丁目5番7号
学園南三丁目15番10-3号	百楽園四丁目3番6-1号	学園北二丁目6番20号
学園南三丁目15番10-2号	学園南三丁目3番9-1号	疋田町一丁目9番7号
学園南三丁目15番10-1号	六条二丁目9番43号	五条畑一丁目27番12-5号
学園南三丁目15番9-3号	富雄元町一丁目5番32-1号	五条畑一丁目27番12-7号
学園南三丁目15番9-2号	七条西一丁目20番3号	五条畑一丁目27番12-8号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 2 年 11 月 17 日

奈良市長 仲川 元庸

1 名称

下御門町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
- (4) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (5) 集会設備の維持管理
- (6) 毎年 6 月 1 日に椿明神祭を行う

3 区域

本会の区域は奈良市下御門町 3 番地の 1 から 43 番地までの区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、自治会長宅におく。

5 代表者の氏名及び住所

会長 吉田 勝紀

奈良市下御門町 7 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 本会は地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和 2 年 11 月 17 日



奈良市告示第 569 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年11月18日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市大宮町五丁目3番20号
申請者氏名	株式会社 福岡屋住宅流通 代表取締役 山口 弘樹
道路の位置	奈良市南京終町755番1及び755番3の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	39.00m
指定年月日	令和2年11月18日
指定番号	第R0206号

奈良市告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年11月18日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年12月18日 奈良市指令整開 第19A—22号

令和2年 9月18日 奈良市指令整開 第19A—22—1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年11月18日 第1749号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南登美ヶ丘3336番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市南登美ヶ丘25番28 有山 喜七郎

奈良県大和郡山市九条町298番7 有山 公介

奈良市告示第 571 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 2年11月19日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人 藤耳鼻咽喉科	奈良県奈良市西大寺本町4番26号	令和2年 9月30日

奈良市告示第 572 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2年11月19日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひらのレディースクリニック	奈良県奈良市西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH4階	令和2年 11月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年11月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年11月20日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第574号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項の規定により、令和2年11月30日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和2年11月20日

奈良市長 仲川元庸

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月24日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者及び委託事務

事務の委託を受けた者	委託した事務の範囲
<p>埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5階</p> <p>弁護士法人ライズ総合法律事務所 代表社員 田中 泰雄</p>	<p>以下の①から④に掲げる債権の徴収に係る事務</p> <p>①学校給食費</p> <p>学校給食法（昭和29年法律第160号）により、児童の保護者が負担することとされている経費である学校給食費の滞納。</p> <p>②児童育成料・放課後児童クラブ昼食費・放課後児童クラブおやつ代</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱（平成30年奈良市教育委員会告示第13号）及び奈良市放課後児童健全育成事業施設おやつ提供事業実施要領により、児童の保護者が負担することとされている経費である児童育成料・昼食費並びにおやつ代の滞納。</p> <p>③住宅使用料・駐車場使用料</p> <p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）により、低所得者向けに賃貸借した市営住宅等にかかる家賃並びに駐車場使用料で、既に退去済みの者の滞納使用料。</p> <p>④母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金</p>

	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的な自立を助け、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として貸し付けたもので、未償還のもの。
--	---

## 2 委託の期間

令和2年11月17日から令和6年3月31日まで



奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年11月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年11月26日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年11月26日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年 7月13日 奈良市指令整開 第20A-7号

令和2年10月29日 奈良市指令整開 第20A-7-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年11月26日 第 1750 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市百楽園二丁目440番86

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目4番1の1号

大和ハウス工業株式会社 奈良支社 支配人 井上 富重

奈良市告示第 581号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和2年 11月 26日

奈良市長 仲川 元庸

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和2年11月27日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年11月20日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970107138	訪問介護	株式会社百生	奈良市中ノ川町 405番地の3	ホームヘルパーズ テーション 百生の郷	奈良市中ノ川町 405番地の3

奈良市告示第 583 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の1第2号の規定により公示する。

令和2年11月27日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和2年11月20日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970106825	地域密着型 通所介護	株式会社百生	奈良市中ノ川町 405 番地の 3	百生の郷	奈良市中ノ川町 405 番地の 3

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

令和2年11月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 申込み・受付

(1) 募集区画

寺山霊苑 30区画(A東募集区16区画、A西募集区11区画、B東募集区2区画、  
C西募集区1区画)

七条町南山墓地 2区画

(2) 募集内容

ならしみんだより12月号及び奈良市ホームページに掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、生活環境課・各出張所・各行政センター・各連絡所  
及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

※ 申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効にな  
ります。

(4) 申込期間

ア 持参による申込みの場合

令和2年12月1日(火)～12月18日(金)まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出先：奈良市役所市民部生活環境課(奈良市役所中央棟3階)

イ 送付による申込みの場合

令和2年12月1日(火)～12月18日(金)【必着】

送付先：奈良市役所市民部生活環境課

(5) 申込時間

持参による申込みの場合

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申込みの場合 申込書に必要事項を記入のうえ、抽選結果送付用84円  
切手1枚と10円切手1枚共に申込場所に提出してください。

イ 送付による申込みの場合 申込書、受付控送付用と抽選結果送付用に84円切手2  
枚と10円切手1枚を同封し、送付してください。

ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込ん  
でください。

エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込んでください。

オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでください。

カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

キ 申込み状況の問合せについては原則お答えできません。

ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

ケ 当選後の辞退は特別な理由がない限り認めません。

※ 申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

## 2 公開抽選（申込者多数の場合）

### （1）抽選日時

令和2年12月24日（木）午前10時から

### （2）抽選場所

奈良市役所北棟2階第16会議室

### （3）抽選結果については、封書で通知します。

### （4）電話での問合せはご遠慮ください。

## 3 使用許可申請

### （1）申請期間

令和3年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

### （2）申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### （3）申請場所

奈良市役所市民部生活環境課（奈良市役所中央棟3階）

### （4）当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの）及び印鑑を持参してください。

### （5）申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

## 4 墓地使用料の払込み

### （1）納付期限

令和3年2月12日（金）まで

### （2）使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。

### （3）納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

## 5 使用開始

令和2年3月1日（月）から使用を開始します。

## 6 連絡先

奈良市役所市民部生活環境課

0742-34-3502（ダイヤルイン）

奈良市告示第506号

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第8号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり臨時に休場します。

令和 2年11月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

施 設 名	臨時に休場する日
旧柳生藩家老屋敷	令和2年12月21日から令和2年12月26日まで



# 公當企業

奈良市企業局告示第62号

令和3・4年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

令和2年11月16日

奈良市公営企業管理者 池田修

## 令和3・4年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3・4年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

### 1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの
  - ア 役員等（法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
  - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間 令和2年12月7日（月）から令和2年12月25日（金）まで

3 申請方法 別表第1の書類をクリアーホルダー（A4）に入れ、**郵送申請**でのみ受け付けます。

※1 受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）、入札

参加資格審査結果通知書（令和3年3月予定）及び電子入札利用者登録番号通知書（令和3年度中）を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し84円切手を貼り付けた返信用封筒を3通同封してください。（それぞれに切手が必要です。）

※2 同受付票（原本）、結果通知書（原本）、番号通知書は申請業者へ送付します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票（写し）及び通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）

#### 4 郵送先

〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約課契約係

#### 5 登録有効期間

2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）

#### 6 その他留意事項

- (1) 各証明書（写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (2) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
- (3) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (4) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (5) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

#### 7 問い合わせ先

奈良市総務部契約課契約係 電話番号0742-34-4743（ダイヤルイン）  
奈良市企業局経営企画課総務係 電話番号0742-34-5200（代表）

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

## 提出書類

	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3	業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4	契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5	取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6	資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・許可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
	例一警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等			
7	委任状 (第7号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消してください。また、追加事項があれば追加してください。
8	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
9	財務諸表の写し(直近2年度分)	○	○	法人の場合:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し 個人の場合:①青色申告の場合:所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合:所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
10	納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…2年度分 (法人は法人市民税) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税 (その3又はその3の2) ■法人…法人税 (その3又はその3の3) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 令和元・2年度分の市・県民税(法人においては法人市民税 入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和元年度分) 及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)  市外業者 所得税(法人においては法人税)及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
11	納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…2年度分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	令和元・2年度分の国民健康保険料 (国保年金課で証明)
12	調査票	○	○	
13	誓約書	○	○	
14	入札参加資格審査申請書受付票 (第8号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。
15	電子入札に関するアンケート	○	○	
(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○印は、必ず提出するもの。</li> <li>・△印は、必要な方が提出するもの。</li> <li>・提出書類は、クリアーホルダー(A4)に入れて提出してください。</li> </ul>			

奈良市企業局告示第63号

令和3年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

令和2年11月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

### 令和3年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3・4年度(令和3年度)において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札(見積り)に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札(見積り)に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、今回は基準年受付となり、令和3・4年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、追加年受付となり、令和3年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び令和2年1月に申請されなかった方です。

#### 1 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。(市内に建設業法に基づく本店を有する者)
  - ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
  - イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
  - ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
  - エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ)である者。
  - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間 令和3年1月4日（月）から令和3年1月29日（金）まで

3 申請方法 郵送での申請をしてください。郵送受付は令和3年1月29日（金）までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）及び入札参加資格審査結果通知書（令和3年3月予定）を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。（2通それぞれに切手が必要です。）

※同受付票及び通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）

4 郵送先 〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 経営部 経営企画課 総務係

5 登録有効期間 (1) 市外業者 2年間（令和3・4年度）

(2) 市内業者・準市内業者 1年間（令和3年度）

6 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

7 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書（写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、経営部経営企画課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。（項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

8 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書 (市内本店用 (奈良市企業局の様式))
  - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書 (写し) (令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
  - ③ 従業員名簿 (第5号様式)
  - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
  - ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
  - ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号 [経營業務の管理責任者証明書] (写し)
  - ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号 (1) 又は (2) [専任技術者一覧表・専任技術者証明書] (写し)
  - ⑧ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)
  - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
  - ⑩ 財務諸表 (直近2年分) (写し)
    - ・個人 貸借対照表、損益計算書 (経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18～19号)
    - ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書 (経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15～17号)
  - ⑪ 納税証明書 (写し)
    - ・個人 令和元・2年度分の市・県民税及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
    - ・法人 令和元・2年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和元年度分) 及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
  - ⑫ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (個人業者のみで令和元・2年度分)
  - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成31年4月～令和2年8月分)
  - ⑭ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
  - ⑮ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
  - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
  - ⑰ 誓約書
  - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 官公需適格組合 (事業協同組合の場合) については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿 (組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの) 及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
  - ・個人 令和元・2年度分の市・県民税及び令和元・2年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
  - ・法人 令和元・2年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和元年度分）及び令和元・2年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成31年4月～令和2年8月分）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑭ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）



<市外業者> (市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第2号様式 (奈良市企業局の様式))
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (令和元年9月1日から令和2年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二 (1) 又は二 (2) (写し) [営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑧ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
- ⑩ 所得税 (法人においては法人税) 及び固定資産税に係る納税証明書 (写し)
  - ・ 個人 (その3) 又は (その3の2) 様式及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
  - ・ 法人 (その3) 又は (その3の3) 様式及び令和元・2年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
- ⑪ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑫ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑬ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑭ 誓約書
- ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通> (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書(第3号様式の1・第3号様式の2(奈良市企業局の様式))
  - ② 業態調書(業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。)
  - ③ 技術職員名簿
  - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書(写し)
  - ⑤ 業務実績調書(過去2年分)(任意様式)
  - ⑥ 現況報告書(建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。)
  - ⑦ 財務諸表(直近1年分)(写し) ※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
    - ・個人 青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し  
白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し  
(所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
    - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し
  - ⑧ 営業所一覧表
  - ⑨ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
  - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
  - ⑪ 納税証明書(写し)
    - ・市内業者及び準市内業者
      - 個人 令和元・2年度分の市・県民税及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
      - 法人 令和元・2年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において令和2年度分が確定していない場合は、平成30年度・令和元年度分)及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
    - ・市外業者
      - 所得税(法人においては法人税)及び固定資産税に係る納税証明書(写し)
        - 個人 (その3)又は(その3の2)様式及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
        - 法人 (その3)又は(その3の3)様式及び令和元・2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
  - ⑫ 国民健康保険料納付証明書(写し)(市内個人業者のみで令和元・2年度分)
  - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(奈良市企業局での証明で該当者のみ平成31年4月～令和2年8月分)
  - ⑭ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
  - ⑮ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
  - ⑯ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
  - ⑰ 誓約書
  - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票(紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

# 農業委員会

## 奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会令和2年12月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年11月27日

奈良市農業委員長 巽 一孝

### 1 日時

令和2年12月4日(金) 午後1時30分

### 2 場所

奈良市法華寺町264番地1  
奈良市企業局4階 大会議室

### 3 審議案件

#### ・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(11月専決処理分)
- (5) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (6) 知事許可について(10月許可分)